

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
8 旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</u>	1件につき 9,700円	8 旅館業法第3条の2第1項 <u>又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</u>	1件につき 9,700円
略	略	略	略

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。